



Lions Clubs International
FOUNDATION

地区およびクラブシェアリング交付金 ガイドー有効活用のためのヒントと事例



ガイダンス

地区およびクラブシェアリング交付金プログラム(以下シェアリング交付金)はライオンズのコミュニティでの奉仕活動や事業、とりわけ人道的なニーズに取り組む事業を支援します。人道的なニーズに取り組む事業とは、地域で支援が行き届かずに取り残された状態にある人々のニーズに応え、人々の生活の質を向上させることによってコミュニティ全体の福祉に貢献し、このような貢献を通じて地域でのライオンズの存在感を高めるものです。

シェアリング交付金には様々な活用方法があります。インパクトの高い人道的なニーズに取り組む事業を計画する方法をいくつかご紹介します。

1. クラブはシェアリング交付金を使い、これまでにクラブが地域で取り組んできた人道的なニーズに応える奉仕事業をさらに拡大することができます。
2. LCIFのグローバル重点分野からテーマを選び、より大きなインパクトをもたらす事業を行うことができます。
3. 人道支援マッチング交付金を含む他のLCIF交付金の現地マッチング資金としてシェアリング交付金を使うこともできます。
4. 地域の行政や様々な団体がクラブに支援を求めてきた場合には、話し合いを通じて、LCIFの交付金を使った支援が適切かどうかを判断します。
5. シェアリング交付金申請可能額は、付与されたら直ぐに使わなければならない資金では**ありません**。シェアリング交付金申請可能額は、付与から15年間保有することができます。これを念頭に、地区やクラブは、時間をかけて、よりインパクトの高い規模の大きな事業を計画し、地域におけるライオンズの存在感をより効果的に示すことができます。

ヒント

申請書はグローバル交付金課のスタッフが、申請書に書かれた情報に基づき審査しますので、事業の目的、実施計画、予算について簡潔かつ十分な情報を提供することが重要です。審査及び手続きには時間がかかります。そのため、事業を開始する日の90日前までに申請書をご提出ください。申請書を準備する際には以下についてご留意ください。

基本情報

- ✓ シェアリング交付金申請可能額はクラブや地区によって違います。正確な事務手続きを行うために、クラブ番号または地区番号の記載をお願いします。クラブ番号が分からない場合には、クラブの正式名称(ローマ字)をお書きください。
- ✓ 事業1つに対して1通の申請書を準備し、提出してください。複数の事業を1つの申請書にまとめて提出された場合には、事業を1つ1つ分けて申請書を書き直していただきます。

事業の内容

- ✓ 受益者(シェアリング交付金事業の支援を受ける人々)を明確にします。
事例: 低所得家庭の学生、高齢者、児童養護施設の子ども、福祉施設入居者
- ✓ 現実的な受益者数を記載します。
事例: 公園の環境整備事業の場合、公園の所在都市の人口を記載するのではなく、公園のおおよその利用者数を記載します。
- ✓ 事業で取り組む課題(ニーズ)及び事業の目的をしっかりと説明します。
- ✓ 事業の目的を達成するために、何にいくら使うのか、特に交付金がどのように使われるのかについて詳細に説明します。
- ✓ 事業におけるライオンズの活動を説明します。

予算

- ✓ 予算はドル建てです。円ドル換算は申請書を提出する月のライオンズレートを_usingして_ください。申請書に使ったレートの記載もお願いします。
- ✓ 物品の寄付など、交付金で購入するものがある場合には、詳細情報を提供ください。
- ✓ 交付金は事業の目的にかなった予算執行を支援します。例えば、10人の子どもを支援する事業で、ある物品を500個購入する予算が提出された場合には、少なくともその予算立ての理由を確認することになります。
- ✓ シェアリング交付金では正式な見積書の提出は求めませんが、交付金で購入する物品の数、また、市場における単価を明記してください。

申請書の署名

- ✓ クラブ申請はクラブ会長、地区申請は地区ガバナーが署名します。
- ✓ 申請書を審議し、承認したクラブ例会またはキャビネット会議の議事録を提出します。議事録には申請するシェアリング交付金申請可能額の金額を明記してください。

交付金を使う場合の注意

- ・ 予備費など明確な使途のない予算は認められません。
- ・ 寄付を集める活動が主な目的の事業には交付金は使えません。
- ・ 受益者がライオンズ会員である事業に交付金は使えません。
- ・ ライオンズのPRが主となる事業に交付金は使えません。
- ・ 現金やギフトカードを配布する事業に交付金は使えません。
- ・ 信頼のおける他団体の活動支援を目的とした資金援助は、交付金の使途を明確にしなければなりません。
- ・ 既に終了した事業の費用の払い戻しに交付金を使うことはできません。

事業の事例:

Aライオンズクラブは、児童養護施設に暮らす子どもたちの支援を長年行っています。子どもたちが放課後に世話をする菜園もクラブが長年支援しています。施設関係者との話し合いを行い、菜園の拡大事業を行うことにしました。事業費は総額20万円ですが、クラブが保有するシェアリング交付金申請可能額は1,400ドル(約14万円)です。そこでクラブは1,400ドルをLCIFに申請すると共に、クラブでチャリティーオークションを開催し、残りの6万円を調達しました。20万円で古くなったビニール菜園の修繕を行い、新しく作る畑の野菜の種や肥料を購入しました。この菜園では、現在、近隣の子どもたちの参加も含めて60人の子どもたちが一緒に汗を流しています。

Bライオンズクラブは、地域の子どもの欠食の問題に取り組んでいます。クラブが現在計画中の事業の1つは子ども食堂支援です。クラブは地域の生活協同組合とパートナーシップを結び、子ども食堂を支援することにしました。クラブは子ども食堂で使う食材を購入するためにシェアリング交付金を申請し、日本円で25万3千円の交付金を受け取りました。クラブメンバー33名とその家族は1日子ども食堂でボランティアを行い、子ども食堂を利用する子どもたちのために80食のお弁当を準備しました。クラブは今後も資金集めと毎月のボランティア活動を継続し、子ども食堂の支援を続けていきます。

Cクラブは今年クラブ設立30周年を迎え、記念事業として家庭内の暴力に苦しむ子どもたちを支援する地域の非営利団体に、活動に必要な設備整備を支援することにしました。クラブは団体と支援する子どもたちのニーズについて話し合い、子どもたちにスポーツを通じて日頃のストレスを発散してもらい、心の健康を支援する事業を行うことにしました。シェアリング交付金を申請後、日本円で54万円の交付金を受け取り、卓球台と用品、およびイベント用テントを購入し、団体に寄贈しました。クラブから52名のメンバーが贈呈式に参加しました。現在、毎月延べ300人の子どもと家族がこのスポーツ用品を利用しています。